◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第470号(H30.9.14)◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等について もトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(9月7日~9月13日分)
- (1)乗合バスの車内事故①
- (2)乗合バスの車内事故②
- (3) 乗合バスの車内事故③
- (4) 乗合バスの車内事故(4)
- (5) 法人タクシーの死傷事故
- (6) 個人タクシーの死傷事故
- (7)トラックの酒気帯び追突事故
- 2. トピック
- (1) 自動車検査証の有効期間の再伸長について(北海道全域)~平成30年北海道 胆振東部地震の被害を受けて~
- (2)自動車点検整備の大切さを実感しよう!各地でイベント開催!~9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です~
- (3)「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内

- 1. 重大事故等情報=7件(9月7日~9月13日分)
- (1)乗合バスの車内事故①

9月7日(金)午前9時49分頃、宮城県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客27名を乗せ運行中、客扱い後に発車した際、車内で立っていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

転倒した乗客は、優先席が空いたことから優先席付近に移動したが、別の乗客に 優先席を譲るため立っていた模様。

(2)乗合バスの車内事故②

9月11日(火)午後0時20分頃、島根県の国道において、鳥取県に営業所を置く乗 合バスが乗客約5名を乗せ運行中、前方交差点の信号が赤信号のため減速してい たところ、車内を移動していた乗客が転倒した。 この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

当該乗客は手前のバス停から乗車し、バスカードを取り忘れたか、差し忘れたため、当該バス中央部付近にある乗降口に向かって移動していた模様。

(3) 乗合バスの車内事故(3)

9月11日 (火) 午後5時10分頃、佐賀県の県道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せ運行中、バス停に停車した際に立ち上がった乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4) 乗合バスの車内事故(4)

9月12日(水)午前8時07分頃、北海道の国道交差点において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客約35名を乗せ運行中、対向車が右折を開始したため運転者が急ブレーキをかけたところ、対向車との衝突は回避できたが、車内の乗客1名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(5) 法人タクシーの死傷事故

9月13日(木)午前0時46分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、青信号で当該交差点を通過した際、別の乗用車と接触して横断歩道上に転倒した歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

歩行者は、赤信号を無視して横断していた模様。

(6) 個人タクシーの死傷事故

9月7日(金)午後11時00分頃、横浜市の県道交差点において、同県に営業所を置く個人タクシー運行中、横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

(7)トラックの酒気帯び追突事故

9月11日(火)午前7時20分頃、茨城県の国道において、群馬県に営業所を置くトラックが運行中、前方の乗用車に追突し、追突された乗用車がさらに前方の乗用車に追突する玉突き事故が発生した。

この事故により、追突された2台の乗用車の運転者が軽傷を負った。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記7件の死傷者数計:死亡2名、重傷4名、軽傷2名(速報値)



2. トピック

(1) 自動車検査証の有効期間の再伸長について(北海道全域)~平成30年北海道 胆振東部地震の被害を受けて~

(配信日: H30.9.7)

平成30年北海道胆振東部地震の被害に伴い、北海道の全域において自動車検査証 の有効期間を伸長したところですが、引き続き継続検査の受検が困難であるため、 北海道全域において自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたので お知らせします。

〇対象車両

北海道に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年 9月6日から17日までのもの

〇措置内容

自動車検査証の有効期間を平成30年9月18日まで伸長

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000197.html

(2) 自動車点検整備の大切さを実感しよう!各地でイベント開催!~9月・10月は 「自動車点検整備推進運動」の強化月間です~

(配信日: H30.8.31)

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご 使用いただくためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行 うことが必要です。このため、国土交通省は、自動車関係団体等と協力し9月・ 10月(北海道は7~10月)を『自動車点検整備推進運動』強化月間とし、全国各 地で自動車点検整備関連イベント等を通じて点検・整備の必要性や重要性を啓発 していきます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000194.html

(3)「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内

(配信日: H30.8.3)

■「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」

日時:10月16日(火)13:00~17:10(11:45受付開始)

場所:東京国際フォーラム・ホールC

詳細・参加申込方法はNASVAのホームページ上で確認ができます(申込は8月10日開始予定)。

http://www.nasva.go.jp

NASVA(自動車事故対策機構)では、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、平成18年の運輸安全マネジメント制度の開始以来、毎年、「NASVA安全マネジメントセミナー」を開催し、多くの皆様からご好評をいただいております。

自動車運送事業における輸送安全に求められる社会的ニーズは多様化し、運輸安全マネジメント制度の運用においても新たな課題が顕在しております。今回のセミナーでは、そのような課題に対応すべく、行政の目から見た、運輸安全マネジメント制度運用上の課題と対応の方向性、運送事業者からは、輸送現場における輸送の安全性向上に係る課題と対応の現状について取組をご紹介することにより、安全文化の醸成、安全管理体制の構築・改善のヒントを提供し、運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図ることができればと考えております。「特別講演」として、岡本満喜子氏(関西大学社会安全学部准教授)をお招きし、運輸産業におけるさらなる安全性向上の課題について、ご講演をいただきます。また、国土交通省からの行政報告等の「基調講演」、国土交通省にて実施している運輸安全マネジメント評価の結果、明らかとなった課題とアドバイスについての講演をはじめ、多くの皆様からご要望頂いている自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を昨年に引き続き実施させていただきます。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- *自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。